五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数を合併関係市町村ごとの人口によってそれぞれ按分し、当該新市町村の平成二十六年九月三十日現在の一般被保険者数、同日現在の一般被保険者数のうち六十歳以上七十五歳未満の者の数、実績給付費及び基準給付費を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によってそれぞれ按分し、十万人当たり病床数にあっては算定初年度においては第九条第一項の表市町村の項第九号30に準じて合併関係市町村ごとに算出し、算定初年度の次年度以降においては当該新市町村の合計病床数を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの合計病床数によって按分した数値を用いて算出し、医療圏十万人当たり病床数にあっては当該新市町村に係る数値を用いて算定するものとし、「高齢者保健福祉費」に係る密度補正に用いる密度は、当該新市町村の養護老人ホーム被措置者数、居宅介護サービス等受給者数及び施設介護サービス受給者数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分して算定し、生活支援ハウスの施設数を施設の所在地で分別して算定するものとし、「清掃費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度は、一として算定するものとし、密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の密度の算定に用いた入湯税納税義務者数を算定初年度にあっては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあっては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分（ただし、入湯税について合併特例法第十条又は合併新法第十六条の規定に基づき不均一課税を行っている当該新市町村にあっては合併関係市町村ごとに分別）して算定するものとし、「農業行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度は、当該新市町村の引受戸数の総数を合併関係市町村の農家数により按分し、密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別し（ただし、平成十七年二月一日以前（沖縄県にあっては平成十六年十二月一日以前）に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあっては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によって按分したものとし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によって按分したものとする。）、密度補正Ⅲに用いる密度は、当該新市町村の農道延長を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によってそれぞれ按分し、十万人当たり病床数にあっては算定初年度においては第九条第一項の表市町村の項第九号30に準じて合併関係市町村ごとに算出し、算定初年度の次年度以降においては当該新市町村の合計病床数を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの合計病床数によって按分した数値を用いて算出し、医療圏十万人当たり病床数にあっては当該新市町村に係る数値を用いて算定するものとし、「高齢者保健福祉費」に係る密度補正に用いる密度は、当該新市町村の養護老人ホーム被措置者数、居宅介護サービス等受給者数及び施設介護サービス受給者数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分して算定し、生活支援ハウスの施設数を施設の所在地で分別して算定するものとし、「清掃費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度は、当該新市町村の引受戸数の総数を合併関係市町村の農家数により按分し、密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別し（ただし、平成十七年二月一日以前（沖縄県にあっては平成十六年十二月一日以前）に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあっては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によって按分したものとし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によって按分したものとする。）、密度補正Ⅲに用いる密度は、当該新市町村の農道延長を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によってそれぞれ按分し、十万人当たり病床数にあっては算定初年度においては第九条第一項の表市町村の項第九号30に準じて合併関係市町村ごとに算出し、算定初年度の次年度以降においては当該新市町村の合計病床数を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの合計病床数によって按分した数値を用いて算出し、医療圏十万人当たり病床数にあっては当該新市町村に係る数値を用いて算定するものとし、「高齢者保健福祉費」に係る密度補正に用いる密度は、当該新市町村の養護老人ホーム被措置者数、居宅介護サービス等受給者数及び施設介護サービス受給者数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分して算定し、生活支援ハウスの施設数を施設の所在地で分別して算定するものとし、「清掃費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度は、当該新市町村の引受戸数の総数を合併関係市町村の農家数により按分し、密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別し（ただし、平成十七年二月一日以前（沖縄県にあっては平成十六年十二月一日以前）に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあっては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によって按分したものとし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によって按分したものとする。）、密度補正Ⅲに用いる密度は、当該新市町村の農道延長を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によって按分し、当該新市町村の牧場の面積を第五項第二号により定めるところにより按分して算定するものとし、「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度は、当該新市町村又は財産区の所有する森林の面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する（ただし、平成十二年八月一日以前に合併を行った場合における市町村又は財産区の